

令和3年1月22日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
千葉県商工労働部経済政策課
043-223-2709

千葉県感染拡大防止対策協力金（第2弾）の 支給対象店舗の追加について

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした飲食店への営業時間短縮要請については、すでに多くの店舗に御協力をいただいているところですが、さらに多くの店舗に御協力いただくため、「千葉県感染拡大防止対策協力金（第2弾：1月8日以降の時間短縮分）」について、1月15日までに営業時間短縮要請に御協力いただいていない場合においても、1月26日までに新たに御協力いただいた場合は、一律78万円を支給することとしましたので、お知らせします。

1. 新たに支給対象となる飲食店

令和3年1月16日から26日までに要請への協力を開始し、2月7日まで継続した県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

[要請の内容]

- 20時から翌朝5時までの営業自粛
- 酒類の提供は11時から19時まで

※ 協力した全期間において、県が要請する感染防止対策を全て実施することが条件です。

2. 支給額

一律78万円

※ 令和3年1月15日までに要請への協力を開始した飲食店への支給額（協力日数に、1日当たり6万円を乗じた金額《最大186万円》）については、変更ありません。

3. 本協力金申請についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで（土・日・祝含む）

※ 本件発表にかかる受付期間、申請方法等については、後日お知らせしますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことや酒類の提供時間などを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。